

建設系公務員賠償責任保険について

～公務員の皆様に安心して働いていただくために～

建設系公務員の置かれた現状

1) 老朽化への対応

日本のインフラ、特に道路、トンネル、橋梁は、昭和 30～40 年代に整備されたところが多く、建設後 40～50 年を経過し、一斉に更新時期を迎え(表-1)、全国各地の自治体で社会資本の老朽化による、危険なインフラのリスクが急速に高まっています。2013 年 12 月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故を受け始まった緊急点検で、リスクが次々と発覚しています。

表-1 建設後 50 年以上経過する社会資本の割合

	平成24年3月	34年3月	44年3月
道路橋 (橋長2m以上)	約16%	約40%	約65%
トンネル	約18%	約31%	約47%
河川管理施設 (国管理の水門等)	約24%	約40%	約62%
下水道管きよ	約2%	約7%	約23%
港湾岸壁 (水深-4.5m以深)	約7%	約29%	約56%

資料)国土交通省

2) 自然災害の激化

近年、地球温暖化に起因する気候変動やヒートアイランド現象の影響により、年々、集中豪雨の発生回数が多くなってきており(図-1)、今後の自然災害リスクの増大が懸念されています。自然災害による被害が発生した場合、予見の可能性など、管理者の責任はますます重くなっています。

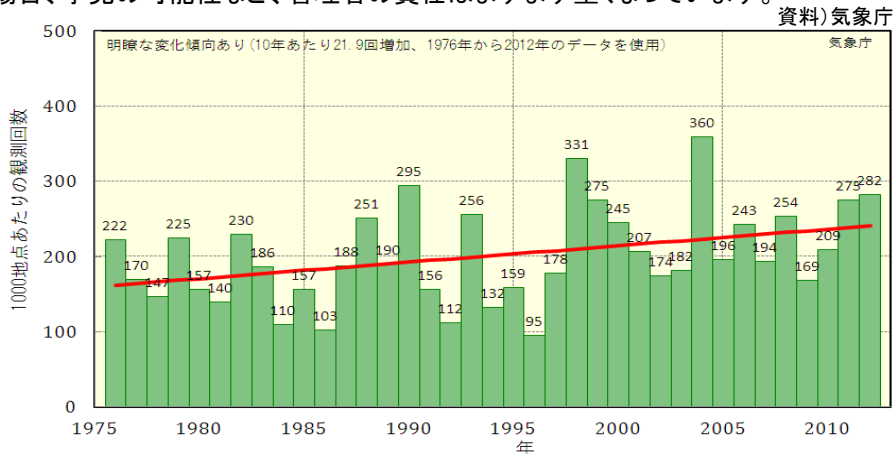


図-1 1時間降水量50ミリ以上の年間観測回数

3) 入札・契約の対応

近年、総合評価落札方式における入札において、以前(平成 17 年度時点)には、応札が入札率 100%付近に集中していました(図-2 左)が、近年(平成 23 年度)は、調査基準価格ぎりぎりの応札が、続いている状況(図-2 右)です。この状況下においては、落札者決定にあたって、積算や技術評価等の技術審査にミスが許されず、トラブルが発生しやすい状況にあります。

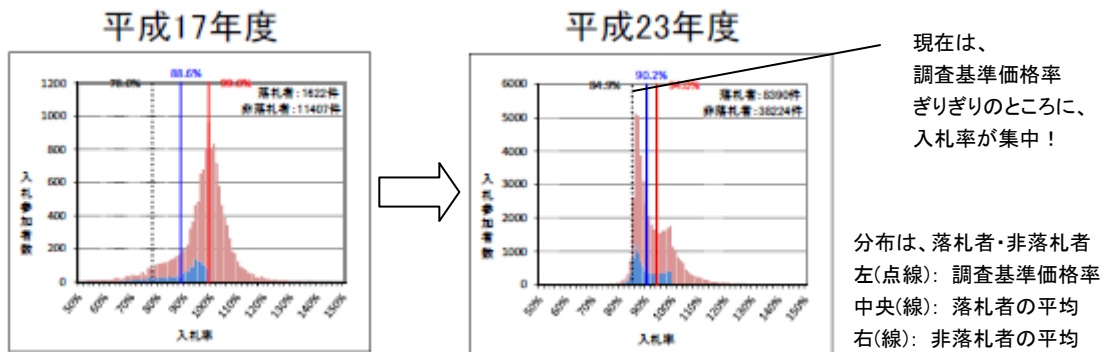


図-2 総合評価落札方式の入札の状況(入札率の分布)

資料)国土交通省

公務員への訴訟件数

近年、公務員への訴訟件数は増加傾向にあります。全国市町会の調査結果(表-2)によると、東京 23 特別区を含む全国 806 都市の市における平成 19 年度末現在で係争中の訴訟事件数は、2,787 件、うち民事事件が 1,887 件、行政事件が 900 件(うち住民訴訟が 440 件)となっており、これを、10 年前の平成 9 年度のデータと比較すると、総件数で 1.5 倍、行政事件が 1.9 倍、行政事件が 1.6 倍、住民訴訟は 1.9 倍になっています。国民の権利意識の高まり等を背景に、公務員に対する住民・民事訴訟は増加傾向にあると考えられます。

表-2 提起された訴訟件数の推移(平成7年度~19年度)

(単位:件)

訴訟区分	年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
行政事件		430	448	570	630	667	717	734	690	736	759	852	898	900
うち住民訴訟		149	177	231	266	280	332	330	300	349	352	449	460	440
民事事件		1,289	1,318	1,286	1,343	1,310	1,350	1,567	1,727	1,757	1,749	1,816	1,957	1,887
全体		1,719	1,766	1,856	1,973	1,977	2,067	2,301	2,417	2,493	2,508	2,668	2,855	2,787

全国市長会「都市における訴訟の係属状況に関する調べ」より

建設系公務員の訴訟リスク

一般の公務員賠償保険では、住民とのトラブル(窓口業務等)に伴う個人的な民事訴訟をはじめ、公金支出などの行為に対して提起される住民訴訟に備えて加入するケースが大半です。しかし、建設系公務員の業務の場合、先に述べたように、近年の建設系公務員を取り巻く厳しい環境下では、例えば、他の公務員に比し、下記の事例が考えられ、訴訟リスクが高いと考えられます。

- ・「道路、河川等の設置又は管理瑕疵(パトロールの見落とし、施設の老朽化、点検不足等)に起因した災害において損害が生じた場合」
- ・「工事中の事故に対する現場監督官の責務、工事検査の評点への不服」
- ・「入札契約関連(積算ミスや技術審査への不服等)」
- ・「許認可関連(手続きの不備、遅れや土地の境界争い等)」
- ・「地元対応(言った・言わないなど、説明不足に起因したトラブル)」 など

民事(国家賠償法)では、職員に重大な過失が認められる場合、官公庁は、職員個人から賠償金を戻すよう「求償」できることとなっています。さらに 2008 年「国家公務員制度改革基本法」の成立により、国家賠償法に基づく求償権の適正かつ厳格な行使の徹底を図ることが明文化され、公務員個人の瑕疵責任を厳しく問う動きが出始めています。また、地方自治法では、住民訴訟に敗訴した場合、自治体は、損害を発生させた職員に賠償を求めることができます。

しかし、保険に加入していれば、補償額の範囲内でこれが補償されるので安心です。

全建の「建設系公務員賠償保険制度」

一般の公務員賠償保険は、それぞれ特徴があり一概に断定できませんが、全建の建設系公務員賠償保険は、一般の公務員賠償保険とは異なり、個人責任を追及する訴訟を提起された場合(つまり民事訴訟・住民訴訟の裁判になった場合)だけではなく、建設系公務員の置かれた下記のような状況にも、補償される特約を備えています。

- ・会計検査院から職員(会計事務職員)個人に対し、弁償金の支払いが命じられた場合の、弁償金が補償されます。(国家公務員の場合)^{注※}
- ・監査委員会から職員(会計事務職員)個人に対し、賠償金の支払いが命じられた場合の、損害賠償金が補償されます。(地方公務員の場合)^{注※}
- ・住民監査請求を経て、賠償勧告を受けた場合の、損害賠償金が補償されます。

その他、全建の建設系公務員賠償保険は、下記の特長があります。

- ・初年度加入日より前(これまで公務員であった全ての時期)に行った行為に起因する請求も補償されます。
- ・退職した後も、5年間、補償が継続されます。
- ・初期対応費用(身体障害を被った被害者への見舞金等)も補償されます。

※ 支払限度額があります。(例1) Aタイプ(1億円)の加入者で、4千万円の請求がなされた場合：(請求額4千万円-免責額10万円)×縮小支払割合90%=3,591万円が支払われます。(支払限度額(1億円×50%)以内)
(例2) Aタイプ(1億円)の加入者で、7千万円の請求がなされた場合：「(請求額7千万円-免責額10万円)×縮小支払割合90%」が支払限度額(1億円×50%)を超えるため、支払限度額の5千万円が支払われます。

ご加入に関しては、パンフレットを必ずご確認くださいませようお願いいたします。

パンフレットの入手や、詳細については、全建ホームページ(<http://www.zenken.com>)をご覧ください。